

軽度者に対する福祉用具貸与の例外的給付(軽度者レンタル)の手引き (介護支援専門員・福祉用具貸与事業所向け)

一部の福祉用具については、軽度者への貸与は原則保険給付対象外です。
あくまでも例外的な取扱いであることをご理解のうえ、適切なケアマネジメントの
もとに運用してください。

藤井寺市 健康福祉部 高齢介護課
令和8年10月

目次

1. 軽度者に対する福祉用具貸与の例外的給付の取扱いについての留意点.....	3
2. 理由書提出の要否について	3
厚生労働大臣が定める利用者像「利用者等告示第31号のイ」	4
例外的貸与の基準.....	4
指定(介護予防)福祉用具貸与理由書の提出について(フロー図)	5
3. 理由書提出にあたっての注意点	6
4. ケアプラン自己作成の方の軽度者レンタルについて	6
5. 理由書作成にあたっての注意点	7
理由書作成例(表).....	8
理由書作成例(裏).....	9
6. 該当する認定調査の基本項目がない場合について	10
よくある質問	11

1. 軽度者に対する福祉用具貸与の例外的給付の取扱いについての留意点

- (1) 原則保険給付対象外の福祉用具と介護度は以下の表となります。

貸与品目	原則保険給付対象外の介護度
車いす及び車いす付属品 特殊寝台及び特殊寝台付属品 床ずれ防止用具及び体位変換器 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト(つり具部分を除く)	要支援 1・2、要介護 1
自動排泄処理装置	要支援 1・2、要介護 1～3

- (2) 福祉用具の貸与が必要でかつ**例外的貸与基準に該当する場合**(厚生労働大臣が定める利用者像「利用者等告示第31号のイ」(4 ページ参照/以下利用者等告示という)に該当する場合)に例外的に保険給付が行えます。

福祉用具貸与が必要という理由のみで例外的給付を行えるものではありません。

- (3) 介護支援専門員はアセスメントを行い、他の福祉用具や住宅改修工事等別の手段で解決できないかを検討してください。
- (4) 例外給付を行うにあたり、「指定（介護予防）福祉用具貸与理由書（以下理由書という）」の提出が必要かどうかを介護支援専門員が確認し、適切な手続きを行ってください。
- (5) 理由書提出が必要な場合、担当の介護支援専門員から提出される理由書にて保険給付が適正かを市が判断します。

2. 理由書提出の要否について

- (1) 直近の認定調査にて、利用者等告示に該当することが確認できる場合は、理由書の提出は必要ありません。
- (2) 該当基本調査項目がない場合(次ページの※印ア(二)及びオ(三))は、10 ページの「6.該当する認定調査の基本項目がない場合について」を参照してください。
- (3) 直近の認定調査にて利用者等告示に該当しない方で、医学的所見から「例外的貸与の基準」に該当する場合、理由書を市が確認し受理することで、**例外的に**介護保険の給付対象となります。
- (4) 理由書提出の必要があるかは、担当の介護支援専門員が確認し、判断してください。
5 ページのフロー図等をご活用ください。
- (5) 理由書の適用期間は「市が理由書を受理した日～認定有効期間の満了日」です。
遡っての適用はできません。適用期間の管理は担当の介護支援専門員が行ってください。
市では理由書の期間が満了する旨のお知らせなどは致しませんのでご注意ください。
- (6) 利用者等告示に該当せず、かつ理由書の提出がなく上記品目の軽度者への貸与が確認された場合は、のちに理由書を提出いただいても未提出期間に遡っての適用はできませんので、未提出期間は介護保険給付の対象外となります。
すでに給付が決定されている場合も同様に、理由書の未提出期間は介護保険給付の対象外となります。

対象外品目	厚生労働大臣が定める者のイ	認定調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次の いずれか に該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3. できない」
	(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	下記※(参照)
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次の いずれか に該当する者 (一)日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」
	(二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次の いずれにも 該当する者 (一)意思の伝達、介護者への反応、記憶又は理解の いずれかに支障がある者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～3-7のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8～4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状が ある旨が記載されている場合も含む
	(二)移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分 を除く)	次の いずれか に該当する者 (一)日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 「3. できない」
	(二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 「3. 一部介助」または「4. 全介助」
	(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	下記※(参照)
カ 自動排泄処理装置	次の いずれにも 該当する者 (一)排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」
	(二)移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4. 全介助」

※該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか、軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、ケアマネジャー又は地域包括支援センター担当職員(以下「ケアマネジャー等」という)が判断します。
例えば車いすの貸与について「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」とケアマネジャー等が判断した場合は、市町村への確認依頼を行う必要はありません

＜例外的貸与の基準＞

① 疾病その他の原因により状態が変動しやすく、日によって又は時間によって、頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者

(例:パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)

② 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者

(例:がん末期の急速な状態悪化)

③ 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断される者

(例:ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

医学的所見から上記①～③いずれかに該当するかを確認してください。

(例にあげている病名等はあくまでも例であり、この病名に限るものではありません。)

＜指定(介護予防)福祉用具貸与理由書の提出について(フロー図)＞

直近の認定調査結果を用いて、厚生労働省が定める状態像(利用者等告示第31号のイ※9ページ参照)に該当する者と確認できましたか。

基本調査項目がない

できた

できなかった

「車いす及び車いす付属品」では日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められますか。

「移動用リフト(つり具部分を除く)」では生活環境において段差の解消が必要と認められますか

理由書提出は不要です。

いいえ

例外給付には
該当しません。

はい

主治医から得た情報及び、福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じ、適切なケアマネジメントを行いケアマネジャー又は地域包括支援センター担当職員が例外的貸与が必要だと判断できましたか。

判断
できた

主治医からの意見などで次の①～③のいずれかに該当しますか
(理由書の例外的貸与基準の該当性と同じ)

- | | |
|---|---|
| ① | 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によってまたは時間によって、頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者
(例：パーキンソン病治療薬によるON・OFF現象など) |
| ② | 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者
(例：がん末期の急速な状態変化など) |
| ③ | 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者
(例：喘息発作による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避など) |

該当する

理由書を提出してください。
理由書を高齢介護課で受理した日からの適用になります。
理由の如何にかかわらず遡及はできません。

該当
しない

例外給付には該当しません。

**理由書の提出は
不要です。**

※主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか、軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントが行われたことがわかるよう記録してください。

判断できなかった

3. 理由書提出にあたっての注意点

- (1) 理由書提出が必要なものについては、**理由書を市が受理した日から保険給付の対象**となります。**理由にかかわらずさかのぼっての適用はできません。**
- (2) 新規申請や認定の更新、区分変更等で、結果が出る前に福祉用具の利用を検討する際、理由書作成者が明らかに軽度者に当てはまらないと想定された場合は理由書の提出は不要ですが、結果が軽度者に該当した場合には**さかのぼっての適用はできません**のでご注意ください。
- (3) 例外的貸与基準に該当することが不明瞭な場合、例外的貸与は不適切と判断することがあります。
- (4) 理由書の作成事業所名および代表者名は、要支援者は「**地域包括支援センターもしくは介護予防支援事業所とその代表**」要介護者は「**居宅介護支援事業所とその代表**」となります。担当者は担当されている介護支援専門員となります。
- (5) 要支援・要介護認定区分変更や新規申請など、認定申請の結果が出る前に貸与を開始する（暫定プラン）の場合は「地域包括支援センターもしくは介護予防支援事業所」「居宅介護支援事業所」の**両方**からご提出していただければ、どちらの結果が出ても理由書を市が受理した日からの適用が可能です。
なお、認定結果が出た後にどちらかを取下げる必要はありません。
認定結果と合致しない事業所からの提出のみの場合は適用とはなりませんのでご注意ください。
- (6) 認定の**更新**、要支援・要介護の認定**区分変更等**で認定有効期間が変更になる際、例外的給付のために理由書提出が必要であれば、再度理由書を作成して提出してください。
その場合も、**理由書を市が受理した日からの適用**となることにご留意ください。
- (7) 認定有効期間内で計画の変更をする際、例外的貸与に関係する変更がない場合は理由書の再提出は不要です。
- (8) 理由書を未提出のままで軽度者への福祉用具貸与を算定している場合、理由書が未提出の期間は保険給付対象となりませんので、支払い済みの給付費は自主返還していただきます。
- (9) 例外的貸与が不適切と判断した場合保険給付は行えませんが、保険給付外（自費）での貸与を阻害するものではありません。

4. ケアプラン自己作成の方の軽度者レンタルについて

ケアプラン自己作成の方については、サービス担当者会議等を通じ適切なケアマネジメントを行い、ケアプランを作成することができないため、理由書提出による例外的給付は認められません。

5. 理由書作成にあたっての注意点

主治医の意見を聴取後、サービス担当者会議等で必要性を確認し、理由書を作成してください。

(1) 医師の医学的所見欄

医師や医療機関が直接記入する必要はありません。

理由書作成者が医師等から得た情報を記入してください。

方法は直接聞き取る、主治医意見書からの情報、サービス担当者会議への出席等が考えられます。

「当該利用者の具体的状態像」欄には福祉用具が必要な理由ではなく、4 ページにある例外的貸与基準に該当する状態であることがわかるよう具体的に記入してください。

病名や福祉用具の必要性のみが記入されている場合は、例外的貸与基準に該当するかの確認ができないため適用できません。

医学的判断から、なぜ福祉用具が必要なのかを聞き取って記入してください。

【例】

- 「日によっては手すりを持っても起き上がりができず、介助が必要」
- 「がん末期で短期間のうちに起き上がりができず介助が必要な状態に至ると確実に見込まれる」
- ×「起き上がりが困難」（特殊寝台の必要性や例外的貸与基準に該当するかがわからない）
- ×「脳梗塞後遺症」（疾病のみで、特殊寝台の必要性や例外的貸与基準に該当するかがわからない）
- ×「ギャッジアップ機能付きのベッドが必要」（福祉用具の必要性のみが書かれている）

例外的貸与基準に該当しない場合（例えば交通事故による骨折等の一時的な状態悪化等）については、当該事由のみをもつての例外的貸与は適用とはなりません。

(2) 家族による介護・支援の状況欄

家族等、介護保険サービス以外の介護・支援の状況を具体的に記入してください。

(3) サービス担当者会議の意見欄

【福祉用具専門相談員の意見】

身体状況や住環境を踏まえ、福祉用具貸与に対する意見を記入してください。

複数の福祉用具を貸与する場合は、全ての貸与品目に対する意見を記入してください。

【サービス担当者の意見の要約】

サービス担当者会議で出た福祉用具貸与に対する各担当者からの意見を要約して記入してください。

【本人・家族の意向】

本人・家族の福祉用具に対する意向を記入してください。

貸与を希望するかどうかだけでなく、福祉用具を使いどのような生活がしたいのかなどを記入してください。

(4) 主治医から得た情報やサービス担当者会議等の結果を踏まえたケアプラン作成 担当者の意見欄

主治医からの意見やサービス担当者会議の結果を踏まえ、例外的貸与に該当するかの検討のプロセスで出てきた情報（疾病等が原因で例外的貸与の基準に該当するか、現在の状況、他の福祉用具の検討状況、他の福祉用具を使用した結果、福祉用具を使用することでどう改善されると予測しているのかなど）や、介護支援専門員としての福祉用具貸与についての意見を記入してください。

指定(介護予防)福祉用具貸与理由書

(宛先)

要支援者は地域包括支援センターもしくは介護予防支援事業所、要介護者は居宅介護支援事業所を記入してください。
代表者は各事業所の代表(管理者)名とその印、担当者は担当ケアマネジャーを記入してください

医師
貸与を依頼する

介護予防)サービス計画に指定(介護予防)福祉用具

令和 7 年 1 月 11 日

〇×ケアプランセンター

居宅介護(介護予防)支援事業所名
※予防支援を委託している場合は地域包括支援センターを記載

代表者名 藤井寺 太郎 印 (担当者名) 藤井寺 花子

被 保 険 者 番 号	123456789	被 保 険 者 氏 名	道明 寺郎
住 所	〒583 -0000 藤井寺市 岡 1-1-1 電話 (072-912-3456)		
生 年 月 日	M・T・S 6 年 8 月 24 日 (94 歳)	介護保険被保険者証にある情報を記入してください	
要 介 護 度 等	☐ 要支援1 ☐ 要支援2 ☒ 要介護1 ☐ 要介護2 ☐ 要介護3		
認 定 有 効 期 間	6 年 5 月 1 日 ~ 7 年 4 月 30 日		
認 定 調 査 日	6 年 3 月 16 日 認定調査票にて確認してください		

【必要な福祉用具の選択】

☒特殊寝台及び特殊椅子
☐認知症老人対応用ベッド
☐自動排泄処理装置

必要な福祉用具の種類にチェックを入れてください
チェックもれがありますので注意してください
必要となる福祉用具及び体位変換器(昇降機を除く)
←要介護2、3の方も軽度者となります

【医師の医学的所見／サービス担当者会議の開催状況等】

主治医氏名、医療機関名の記入は必要ですが、医師が直接記入する必要はありません
理由書作成者が聴取し、記入してください

医師の医学的所見	主 治 医 氏 名	土師 里子
	医 療 機 関 名	土師用医院
	【例外的貸与基準の該当性】	チェックもれが多発しています。どれに該当するのかチェックしてください
	☐ 疾病その他の原因により、日常生活に支障をきたしていること よって、頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者	は時間に
	☒ 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当する者	
※原因となる疾病名及び具体的状態像については、診断書等の添付に替えても可	☐ 疾病その他の原因により、日常生活に支障をきたしていること 避等医学的判断から利用	例外的貸与基準の該当性3項目のいずれかに該当する具体的な状態像を記入してください 「ADLの低下」 「〇〇(病名)のため」 「〇〇(福祉用具名)が必要」 「〇〇の痛みがある」 などでは例外的基準に該当するかの判断ができません 記入例では『短期間のうちに起き上がれなくなることが確実に見込まれる』ことから、利用者等告示第31号のイの「イ特殊寝台及び特殊寝台付属品」の「(一)日常的に起き上がりが困難なもの」に該当することがわかり、例外的貸与基準に該当することがわかります
	【原因となる疾病等】	〇〇がん
	【当該利用者の具体的状態】	がん末期のため、短期間のうちに起き上がれなくなることが確実に見込まれるので、背上げ機能のあるベッドが必要

8

理由書作成例(裏)

[illegible]

6. 該当する認定調査の基本項目がない場合について

4 ページ記載の利用者等告示の車いす「ア（二）」移動用リフト「オ（三）」については、該当する認定調査の基本項目がないため、理由書の提出は不要です。

適切なケアマネジメントを行い、居宅サービス計画に位置付けてください。

- ・医師から福祉用具の必要性についての医学的判断や情報を得てください。
- ・福祉用具専門相談員のほか、軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じ、適切なケアマネジメントを行ってください。
- ・ケアマネジャー又は地域包括支援センター担当職員が、例外的貸与が必要かどうかを判断してください。
- ・サービス担当者会議等の記録を行う際、専門職から聴取した専門的な意見(医師の医学的見地からの福祉用具の必要性や日常生活での注意点、福祉用具専門相談員からの利用者の状態や環境要件から必要な機能や特性を考慮して選定したことや、安全に使用するための注意点)など、貸与の必要性を判断した根拠がわかるように記録してください。
- ・算定の根拠となるサービス担当者会議録等関係書類は必ず記録・保存してください。記録が確認できない場合、給付は認められません。
- ・一度判断すればそのまま継続できるものではありません。居宅サービス計画に書かれた必要な理由を見直す頻度ごと(必要に応じて随時)に見直しを行ってください。

よくある質問

Q:軽度者に対する例外的貸与の理由書の提出は全員必要ですか。

A:全員ではありません。必要な場合と不要な場合がありますので、要件やフロー図を確認してください。

Q:一度理由書を提出したらずっと適用されますか。

A:されません。

提出された理由書の適用期間は市が理由書を受理した日から、理由書を受理した日が属する認定有効期間の満了日までです。

理由書の提出が必要な例外給付が継続して必要な場合は、新しい認定有効期間の開始日までに再度理由書の提出が必要です。

認定有効期間内に区分変更等された場合、認定有効期間が変更になりますので理由書の適用期間も変更になります。提出日にご注意ください。

【例】 認定有効期間 令和7年2月1日～令和9年1月31日

理由書提出 令和7年2月1日（令和7年2月1日～令和9年1月31日有効）

区分変更申請 令和7年4月1日

- ➡ 令和7年2月1日理由書の有効期間は令和7年2月1日～令和7年3月31日に変更
- ➡ 例外的給付に該当する見込みであれば、令和7年4月1日～有効な理由書の提出が必要
- ➡ 軽度者に該当しないと判断した際は理由書の提出は不要。ただし、認定結果が軽度者に該当しても遡っての適用はできません。

Q:理由書はいつ提出すればいいですか。

A:例外的給付による福祉用具貸与が必要な場合にご提出ください。

認定の更新、区分変更、例外的貸与に関する福祉用具の追加があった場合などに必要となります。

Q:理由書を提出しますが、郵送での提出は可能ですか？

A:可能です。

郵送提出の場合も窓口提出と同じく、発送日ではなく市が書類を受理した日から適用となります。

受付後の書類返送用に、返送先住所を記入し切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

Q:理由書がいつから適用されているかはどうやって確認すればいいですか。

A:理由書の受理日から適用です。受理日を押印した理由書の写しを返却していますのでご確認ください。

Q:理由書を提出していますが、品目が増えることになりました。理由書の提出は必要ですか。

A:すでに提出済みの理由書で例外的給付が認められている品目の個数が増える（例えば特殊寝台付属品のサイドレールが1本から2本に増える等）場合で、かつ理由が同じであれば再度提出は不要です。

ただし、新しい品目が増える場合（例えば、特殊寝台及び特殊寝台付属品の理由書を提出済で、新たに床ずれ防止用具の貸与を行う場合等）は対応する理由書の提出が必要です。

Q: 暫定プランを作成しました。理由書はどのように記入したらいいですか。

A: 認定結果が出ている方と同様に記入してください。

「要介護度等」「認定有効期間」「認定調査日」欄は空欄にし、手書きで構いませんので暫定プランであることがわかるように、書類タイトル横に下記のように記入してください。

指定(介護予防)福祉用具貸与理由書

(宛先) 藤井寺市長 様

暫定

医師の医学的所見に基づき、下記利用者の居宅(介護予防)サービス計画に指定(介護予防)福祉用具貸与を位置付けることについて、以下のとおり届出します。

Q: ①失念していて理由書提出が遅れました。貸与開始に遡っての適用は可能ですか。

②認定結果が認定有効期限を過ぎて通知され、軽度者となりました。これから理由書を提出します。認定開始日に遡っての適用は可能ですか。

③理由書を提出しようとしたら市役所が閉まっていた。作成日に遡っての適用は可能ですか。

④区分変更で要介護 2 以上が出ると見込みましたが、結果が要介護 1 でした。利用開始日に遡っての適用は可能ですか。

A: ①～④全て、遡っての適用はできません。

理由の如何に関わらず、理由書を市が受理した日からの適用となります。

①理由書提出が必要かの判断、提出の時期の把握は担当介護支援専門員が行ってください。

②有効期限が切れる前に理由書を提出してください。認定結果が出る前に理由書を提出していただいて問題ありません。

③平日 9 時～17 時 30 分の開庁時間にご提出ください。

④区分変更の申請日に理由書を提出していただければ申請日からの適用になります。

理由書提出後、結果が軽度者に該当しなかった場合、取下げ等していただく必要はありません。

Q: 要介護の認定がでると予測し居宅介護支援事業所から理由書を提出しましたが、結果が要支援の認定でした。例外的貸与の給付はいつからできますか。

A: 「地域包括支援センターもしくは介護予防支援事業所」から提出された理由書を市が受理した日からです。

要支援の方は「地域包括支援センターもしくは介護予防支援事業所」からの提出が必要です。

要介護の方は「居宅介護支援事業所」からの提出が必要です。

結果がわからないときは、同じ内容で「地域包括支援センターもしくは介護予防支援事業所」と「居宅介護支援事業所」の両方から提出していただくと、どちらの結果が出ても対応できます。

Q:理由書を提出済みですが、区分変更した結果却下になりました。理由書の再提出は必要ですか。

A：直近の認定調査結果（この場合、区分変更に係る調査結果）で前回と同様に利用者等告示に該当せず、前回提出された理由書の内容と貸与品目に変更がなければ、前回提出された理由書の認定有効期間が適用されますので不要です。（下記例(1)～①）

貸与品目の変更がある場合（下記例(1)～②）や、**みなし更新**で続けて例外的給付が必要な場合（下記例(2)）は、対応する理由書の提出が必要です。みなし更新の場合は提出日にご注意ください。

※**みなし更新**とは更新申請受付期間に提出された区分変更申請が「却下」となったときに、その申請が更新申請であったとみなし、満了日の翌日からの認定とすることです。

例：認定有効期間が令和 7 年 6 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日、理由書を令和 7 年 6 月 1 日に提出済。

(1)区分変更申請を令和 7 年 7 月 1 日に提出し、却下となった場合。

①提出済の理由書と変更がない⇒認定有効期間の令和 7 年 12 月 31 日まで提出済みの理由書が適用。

②提出済の理由書と変更がある⇒対応する理由書が必要（理由書の受領日から適用）

(2)区分変更申請を令和 7 年 11 月 1 日（更新申請受付期間）に提出し、却下となった場合。

みなし更新となり、要介護認定区分が令和 8 年 1 月 1 日～ の認定となる ため、令和 7 年 12 月 31 日までの理由書は不要。ただし、令和 8 年 1 月 1 日以降も必要であれば、対応する理由書が必要。

Q:区分変更の結果、却下になりました。却下となった時の認定調査票で厚生労働省が定める状態像（利用者等告示第 31 号のイ）に該当にすることが確認できました。理由書は必要ですか。

A：不要です。認定結果は却下となっても、直近の調査結果を用いて要否を判断してください。
認定有効期間にご注意ください。

Q:区分変更の結果、却下になりました。前回の認定調査票で厚生労働省が定める状態像（利用者等告示第 31 号のイ）に該当にしていたますが、今回却下になった際の認定調査票では該当していませんでした。理由書は必要ですか。

A：必要です。認定結果は却下となっても、直近の調査結果を用いて要否を判断してください。
この場合でも遡っての適用はできませんのでご注意ください。

Q:地域包括支援センターから委託を受けて計画作成しています。理由書は誰が書きますか。

A：担当の介護支援専門員が作成してください。

ただし、「事業所名及び代表者名」欄は地域包括支援センターとその代表者となります。

Q:理由書を提出せず例外的給付に該当する福祉用具貸与を算定しました。どうすればいいですか。

A：介護保険の支給対象にはなりませんので、過誤請求を行い正しく算定してください。

Q:理由書提出後、認定有効期間内に入院(入所)し、同認定有効期間内に退院(退所)する場合、理由書の再提出は必要ですか。

A：必要な場合と不要な場合があります。

①貸与種目、例外的貸与の該当性等がすでに提出されている理由書と状況変化がない場合は、理由書の再提出は不要です。

②貸与種目の変更や追加があった場合、例外的貸与の該当性等がすでに提出されている理由書の内容から状況変化がある場合は、理由書の再提出が必要です。

Q:理由書には何を書けばいいですか。

A: <表面>

主治医意見書や主治医から聴取した例外的給付に該当する理由などを記入してください。

医学的所見欄に**診断名のみ**が書かれている、**福祉用具の必要性のみ**書かれている場合は、例外的貸与の基準に該当することが確認できませんので、受理できません。

「当該利用者の具体的状態像」欄に、例外的貸与基準に該当する状態を具体的に記入してください。

- 【例】 ○「日によっては手すりを持っても起き上がりができず、介助が必要」
○「がん末期で短期間のうちに起き上がりができず介助が必要な状態に至ると確実に見込まれる」
×「起き上がりが困難」（特殊寝台の必要性がわからない）
×「脳梗塞後遺症」（疾病のみが書かれていて、特殊寝台の必要性がわからない）
×「ギャッジアップ機能付きのベッドが必要」（福祉用具の必要性だけが書かれている）

<裏面>

主治医の意見を踏まえ、サービス担当者会議などで福祉用具が特に必要かどうかを判断して作成してください。他の手段を検討した際はその内容も記入してください。

本人や家族の意向は「貸与を希望する」のみではなく、福祉用具を使いどのように生活したいのかなどの意向を記入してください。

Q:理由書を提出しましたが、受理されませんでした。

A: よくある不備をいくつかあげます。

□作成事業所を間違えている⇒提出が必要なのはどの事業所からなのか、確認してください。

□基本情報を間違えている⇒介護保険被保険者証にて、氏名、住所等確認し記入してください。

□提出された書面にて例外的貸与の基準に該当することが確認できない。

- ・疾病等が原因ではない。

通常誰にでも起こりうる加齢が理由の筋力低下など、疾病等が原因ではない場合は対象にはなりません。

- ・例外的貸与基準に該当しない。

疾病等が原因であっても、例外的貸与基準に該当しないものについては給付対象外です。

- ・交通事故などで一時的に福祉用具が必要な場合などは対象になりません。
- ・気分転換や閉じこもり防止など、日常生活に必要不可欠なものではない。
- ・他の手段（他の福祉用具や住宅改修）で代替できる。

□理由書の提出が不要。理由書の提出が必要か、フロー図を確認してください。

Q:理由書の有効期間が切れる前に、市から連絡はありますか。

A：ありません。

継続して例外的給付が必要か判断し、担当の介護支援専門員が理由書の必要な期間を管理してください。

市がご連絡するのは「理由書の適用期間が切れているのに請求がされている場合」となりますが、請求内容を市で確認できるようになるまでには事業所が請求された後、数か月かかります。

そのため、市から連絡が入った時点では、すでに保険適用できない期間が発生している可能性が高くなります。

理由書の必要な期間については、十分ご注意ください。

Q:理由書の提出が不要な場合、どうすればいいですか。

A：主治の医師から得た情報及び、福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、介護支援専門員又は地域包括支援センター担当職員（以下「介護支援専門員等」という）が判断する必要があります。

□ 主治医から情報を収集する際「福祉用具が必要かどうか」だけでなく、「医学的に福祉用具が必要な理由」を確認してください。

□ 主治医からの情報を踏まえ、サービス担当者会議等で利用目的や代替の方法はないかなども含めた必要性について検討してください。本人、家族の希望だけでなく、必要とする理由などを検討してください。

□ 検討の結果、例外的給付に該当するかどうかは介護支援専門員等が判断してください。

□ 適切なケアマネジメントが行われたことがわかるよう、検討内容や専門職の意見、介護支援専門員の判断などを必ず記録してください。

Q:理由書の提出が不要な場合、一度検討すればそのまま継続できますか。

A：判断の見直しについては、居宅サービス計画に書かれた必要理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行ってください。

その際も必ず記録してください。

Q:軽度者で福祉用具が必要ですが、例外的給付の要件にはあてはまりません。どうすればいいですか。

A：例外的給付の要件に該当しないのであれば、介護保険を利用しての福祉用具貸与の対象とはなりません。他の福祉用具の利用や住宅改修、自費での福祉用具の貸与など、他の手段を検討してください。

Q:居宅介護支援事業所が変更になり、担当の介護支援専門員がかわりました。理由書の再提出は必要ですか。

A：新しく居宅サービス計画を作成される際に軽度者に対する例外的貸与の必要性を判断し、提出が必要であれば理由書を提出してください。